

美浜町人事行政の運営等の状況の公表

○職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(平成30年4月1日現在)

開始時刻	終了時刻	休憩
8:30	17:15	12:00～13:00

○職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分の状況 (平成29年度)

降任	免職	休職	降給
—	—	—	—

職員の懲戒処分の状況 (平成29年度)

戒告	減給	停職	免職
—	—	—	—

○職員のサービスの状況

年次有給休暇の状況について(平成29年)

平均取得日数	消化率
6.8日	17.4%

育児休業及び部分休業の状況について(平成29年度)

	育児休業		部分休業 取得者数
	取得者数	うち両休業 取得者数	
男性職員	—	—	—
	—	—	—
女性職員	3	—	—
	—	—	—
計	3	—	—
	—	—	—

(注)上段には平成29年度に新たに取得した者、下段には平成28年度から平成29年度にかけて引き続けている者を記入している。

○職員の研修の状況

複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応でき、時代に即した質の高い行政サービスを提供できる職員を育成すべく、計画的に和歌山県市町村職員研修協議会等に職員を派遣している。

○職員の福祉及び利益の保護の状況

【公務災害・通勤災害の認定件数】

(平成29年度)

	件数
公務災害	1
通勤災害	—

【措置要求などの状況】

(平成29年度)

	件数
勤務条件についての措置要求	—
不利益処分についての不服申し立て	—

【職員の健康診断】

職員の健康状態の把握及び健康障害や疾病の早期発見のため、年1回健康診断を実施している。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

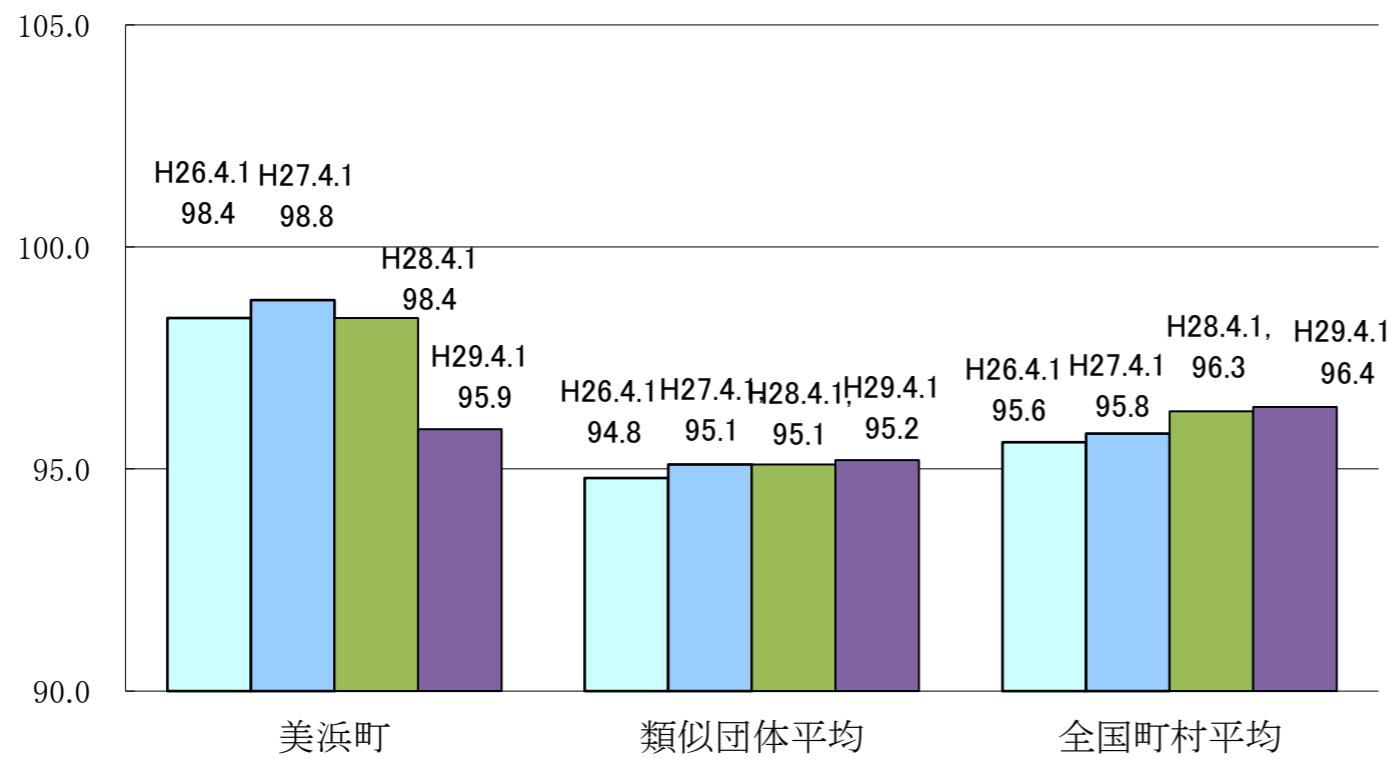
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	7,492	4,317,645	181,171	627,333	14.5	14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	75	250,875	31,671	111,724	394,270	5,257	5,627

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し
 [実施] 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層（1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸）については引下げなし。高齢層（3級以上の級の高位号俸）については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

- ③その他の見直し内容
 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美浜町	39.0 歳	285,581 円	318,506 円	305,395 円
和歌山県	43.1 歳	328,772 円	414,485 円	371,724 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.9 歳	301,565 円	346,550 円	327,588 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
美浜町	56.2 歳	1 人	344,900 円	349,067 円	344,900 円	調理士	44.4 歳	231,500 円	1.51
和歌山県	52.5 歳	231 人	326,437 円	382,344 円	359,762 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	5 人	272,512 円	296,497 円	284,016 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
美浜町	5,734,646 円	3,081,000 円	1.86

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成26～28年の3ヶ年）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していないものがある。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員は前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美浜町	49.3 歳	367,025 円	382,567 円	376,650 円
和歌山県	43.3 歳	363,803 円	420,442 円	— 円
類似団体	40.2 歳	284,421 円	308,115 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区分		美浜町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,100 円	148,200 円	—
	中学卒	—	135,500 円	—
教育職	大学卒	178,200 円	206,400 円	—
	高校卒	146,100 円	161,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（29年4月1日現在）

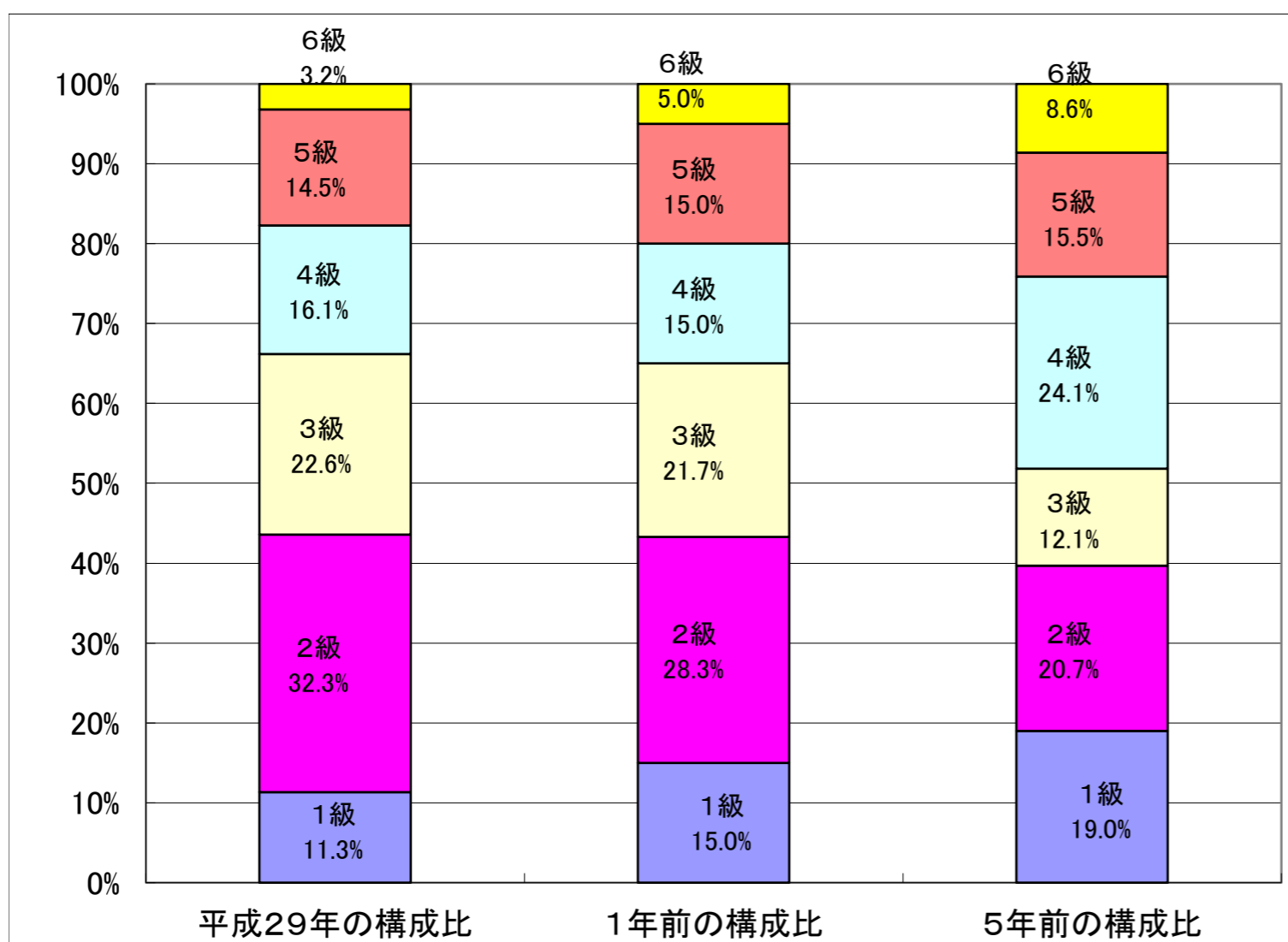
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,000 円	374,500 円	387,800 円	400,600 円
	高校卒	— 円	324,600 円	357,900 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	344,900 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	7	11.3%	141,600 円	246,600 円
2 級	主事	20	32.3%	191,700 円	303,400 円
3 級	係長	14	22.6%	227,900 円	349,200 円
4 級	課長補佐 主査 主任教諭	10	16.1%	261,100 円	380,200 円
5 級	課長 主幹	9	14.5%	287,100 円	392,200 円
6 級	課長	2	5.0%	317,700 円	409,400 円

- (注) 1 美浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（美浜町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	○		○	
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美浜町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,338 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,645 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) (0.80)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) (0.80)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) (0.80)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(美浜町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

美浜町	国
(支給率) 自己都合 応募認定 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
(退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給 9,307 千円 22,576 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(29年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	444 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	110,813 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	4.5 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	記職員に対する支給単価
保健師手当	保健師	保健師の業務	給料月額100分の3を乗じて得た額
火葬手当	火葬に従事した職員	火葬業務	1回 1,000円
死体処理手当	町職員	行旅死亡人等の死体の収容取扱作業	1体 2,000円
防疫作業手当	町職員	伝染病・家畜伝染病防疫業務	1件 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	12,734 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	177 千円
支給実績(27年度決算)	18,464 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	257 千円

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	○配偶者 10,000 円	同じ	—	9,395 千円	229,134 円
	○子 8,000 円				
	○父母等 6,500 円				
	(配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額)				
	○子 10,000 円				
	○父母等 9,000 円				
	○満16歳から満22歳の子 5,000 円				
住居手当	○借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給 (27,000限度)	同じ	—	3,983 千円	331,917 円
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者 運賃等相当額(上限55,000円)	同じ	—	1,512 千円	40,876 円
	片道2km以上自動車等利用者 5kmまで2,000円から 使用距離に応じて支給 (上限60km以上24,500円)				
管理職手当	課長 23,000 円	異なる	46,300円 ～72,700 円	4,116 千円	257,224 円
	主幹 17,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	異なる	6,000円 ～12,000円 (6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	468 千円	29,250 円
宿日直手当	1回につき4,200円	同じ	—	538 千円	8,400 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	700,000 円	(参考)類似団体における最高/最低 850,000 円 / 350,000 円	
	副市町村長	590,000 円	710,000 円 / 461,000 円	
報 酬	議 長	300,000 円	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	250,000 円	320,000 円 / 175,000 円	
	議 員	230,000 円	300,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(28年度支給割合) 2.60 月分 加算 35 %		
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 2.60 月分 加算 10 %		
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 700,000円×在職月数×0.433 590,000円×在職月数×0.258	(1期の手当額) 14,548,800 円 7,306,560 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

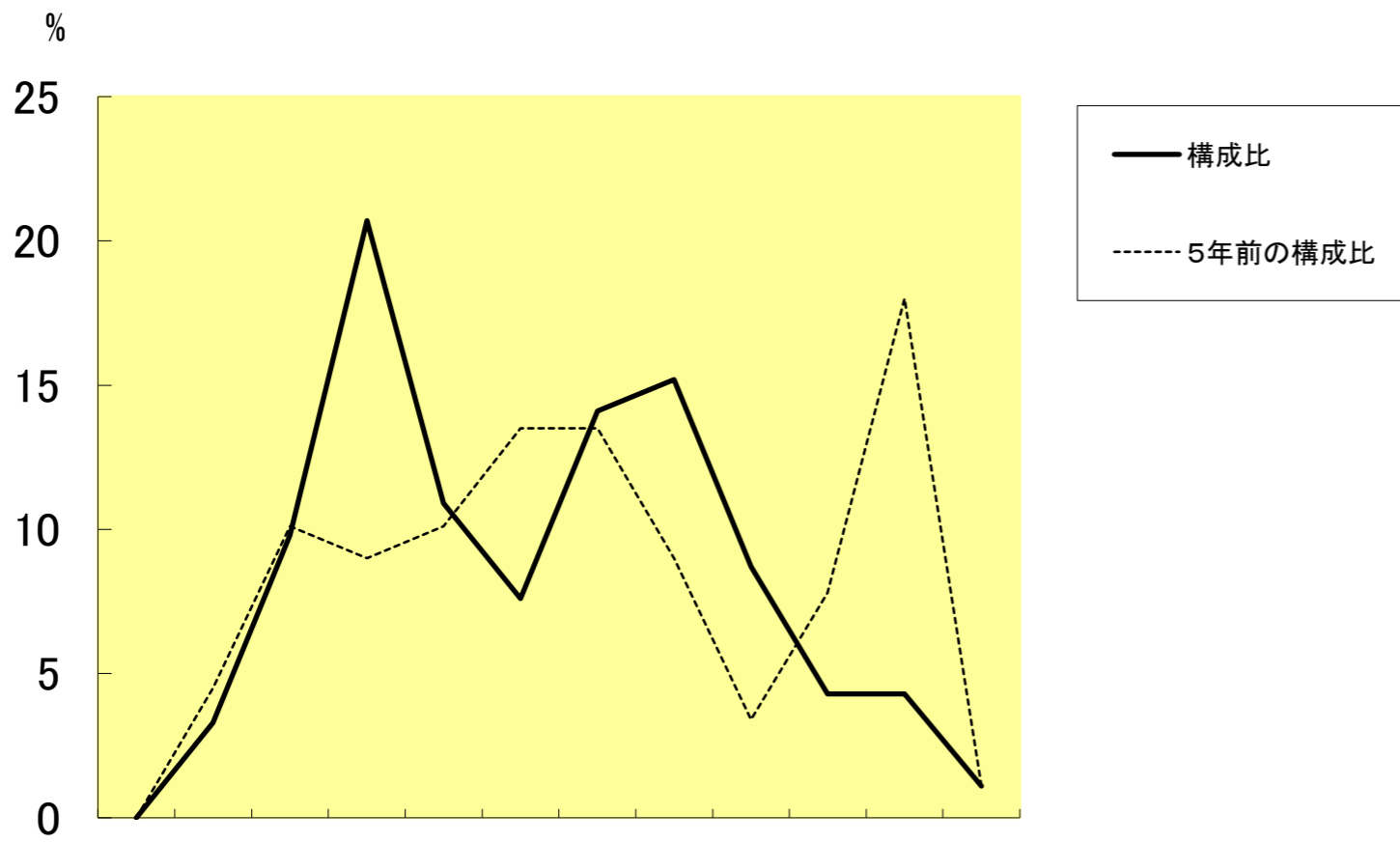
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	地方創生事業への対応、育児休業に係る職員の補充のため △1 地方税回収機構への派遣が終了したため 0 0 0 0 2 地域包括支援センター職員の人件費を県の指導により介護特会から普通会計へ振替したため 0
		総務	19	17	2	
		税務	5	6	△1	
		農林水産	5	5	0	
		商工	1	1	0	
		土木	5	5	0	
		民生	25	23	2	
		衛生	5	5	0	
	計	67	64	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.60 人)	
	教育部門	11	11	0		
消防部門			0			
小 計	78	75	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 133.91 人)		
公営企業計等部門	水道	4	4	0	△2 地域包括支援センター職員の人件費を県の指導により介護特会から普通会計へ振替したため	
	下水道	4	4	0		
	その他	6	8	△2		
小 計	14	16	△2			
合 計		92	91	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.80 人 [91] [91] [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	19人	10人	7人	13人	14人	8人	4人	4人	1人	92人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	58	58	61	64	67	9 (15.5 %)
教育	15	15	12	11	11	11	△4 (△26.7 %)
普通会計	73	73	70	72	75	78	5 (6.8 %)
公営企業等会計	16	17	18	17	16	14	△2 (△12.5 %)
総合計	89	90	88	89	91	92	3 (3.4 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 117,678	千円 10,660	千円 26,218	% 22.3	% 12.5

区分	職員数 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	4	千円 13,369	千円 1,911	千円 4,885	千円 20,165	千円 5,041	千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美浜町	36.4 歳	292,300 円	433,219 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美浜町		団体平均	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,277 千円		1,482 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当(29年4月1日現在)

美浜町		団体平均	
(支給率)	自己都合 勸奨・定	(支給率)	自己都合 勸奨・定
勤続20年	20.445月分25.55625月分	勤続20年	20.445月分25.55625月分
勤続25年	29.145月分34.5825月分	勤続25年	29.145月分34.5825月分
勤続35年	41.325月分49.59月分	勤続35年	41.325月分49.59月分
最高限度額	49.59月分49.59月分	最高限度額	49.59月分49.59月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇	無	(退職時特別昇	無
1人当たり平均支給額	9,307 千円 22,576 千円	1人当たり平均支給額	10,251 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4職員の手当の状況(2)退職手当と同じ平均額としています。

ウ 地域手当(29年4月1日現在)

制 度 な し

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	—	%
手当の種類(手当数)	—	

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	996 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	249 千円
支給実績(27年度決算)	998 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	250 千円

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	○配偶者 10,000 円	同じ	—	348 千円	174,000 円
	○子 8,000 円				
	○父母等 6,500 円				
	(配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額)				
	○子 10,000 円				
	○父母等 9,000 円				
	○満16歳から満22歳の子 5,000 円				
住居手当	○借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給(27,000限度)	同じ	—	289 千円	289,200 円
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者 運賃等相当額(上限55,000円)	同じ	—	74 千円	37,200 円
	片道2km以上自動車等利用者 5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給 (上限60km以上24,500円)				
管理職手当	課長 23,000 円	異なる	46,300円 ～72,700 円	204 千円	204,000 円
	主幹 17,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	異なる	6,000円 ～12,000円 (6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	36 千円	36,000 円